

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

提出資料 1. 学生ハンドブック令和4(2022)年度(pp. 16-20), (pp. 59-60(学舎配置図), p. 53(学生相談室))

4. 専任教員の研究活動表〔様式16〕(令和2年度～令和4年度)
5. 外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式17〕(令和2年度～令和4年度)

提出資料-規程集 6-2. スチューデント・アシスタント規程

7. 中京学院大学教育職員任用規程
8. 中京学院大学教員資格審査会規程
9. 中京学院大学教員資格審査会細則
10. 研究費に関する規程
11. 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
12. 公的研究費の管理・監査体制に関する規程
13. 科学研究費補助金等取り扱いに関する規程 14. 共同研究募集規程
15. 地域研究募集規程 16. 受託研究規程 17. 紀要規程 18. 紀要投稿規程
19. 研究倫理規程 20. 研究倫理審査会規程
21. 海外出張旅費規程 22. 教職員の海外研修旅行に関する規程
23. ファカルティ・ディベロップメントに関する規程
24. 組織、管理及び事務分掌規程
25. 中京学院大学事務職員任用規程
26. スタッフ・ディベロップメントに関する規程
27. 就業規則

備付資料 79. 専任教員の学部ごとの年齢構成(保育科)

ウェブサイト 教員の年齢別構成(ホーム > 大学案内 > 情報公開)

<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20230512-165405-3381.pdf>

80. ウェブサイト 保育科実務家教員一覧(ホーム > 大学案内 > 情報公開)

<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20230522-110450-4526.pdf>

81. 専任教員の学部ごとの年齢構成(健康栄養学科)

ウェブサイト 教員の年齢別構成(ホーム > 大学案内 > 情報公開)

<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20230512-165405-3381.pdf>

82. ウェブサイト 健康栄養学科実務家教員一覧(ホーム > 大学案内 > 情報公開)

<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20220602-111052-2720.pdf>

83. 栄養士養成施設内容変更承認申請書・学則変更届け

83-2. 非常勤教員一覧表〔様式23〕

84. 専任教員の個人調書〔様式21〕(令和5(2023)年5月1日現在)

85. 教員研究業績書〔様式22〕(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)

86. 中京学院大学研究紀要 2023
87. ウェブサイト「保育科専任教員一覧」(ホーム > 教員情報 > 短期大学部・保育科)  
<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/teachers/nurture-teacher/index.html>
88. ウェブサイト「健康栄養学科専任教員一覧」(ホーム > 教員情報 > 短期大学部・健康栄養学科)  
<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/teachers/dietetics-teacher/index.html>
89. 共同研究・地域研究申請書および採択リスト
90. 個人研究費共同研究費及び地域研究費取扱要領
91. 紀要論文査読要領
92. 研究倫理審査申請書・研究倫理審査結果通知書
93. 中京学院大学紀要 2021 94. 中京学院大学紀要 2022
95. 2022 年度地域研究講演会発表抄録
96. 2022 年度地域研究・共同研究講演会発表抄録
97. FD 研修会資料 過去 3 年間 (令和 2 (2020) 年度～令和 4 (2022) 年度)
64. ウェブサイト 中京学院大学組織図 (ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 教育研究上の基本組織に関する情報)  
<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20200902-150410-8399.pdf>
98. 職員組織図
99. SD 研修会資料 過去 3 年間 (令和 2 年度～令和 4 年度)
100. ウェブサイト SD 実施方針及び計画 (ホーム > 大学案内 > SD に関する方針・計画)  
<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20170425-134545-6512.pdf>
101. 職員会議資料「事務局のビジョンおよび職員の行動指針」
102. 真剣味塾資料
34. IR 室レポート
103. 在宅勤務実施要領
104. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別有給休暇取扱要領
105. 学内ネットワークの共有フォルダ規程目次画面

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学設置の短期大学部は、健康栄養学科と保育科の2年制 2学科で構成されている。教員組織編成においては、短期大学部設置基準に準拠し、各学科の教育課程編成に基づいて整備及び措置されている。以下に、各学科それぞれについて記述する。

(保育科)

保育科は、現状として、教授3名、准教授3名、講師3名の教員により編成をしている（備付-79）。保育学・心理学・福祉学・美術・音楽・体育分野を専門とする教員が、保育の本質・目的、保育の対象理解、保育内容・方法に関する科目を踏まえ専門教育科目に適切に配置されており、短期大学設置基準の教員数を満たしている（提出-1, pp. 16～20(教育課程表)）。

学部・研究科	職位	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	計
短期大学部 保育科	教授(人)	0	0	0	1	2	0	3
	准教授(人)	0	1	2	0	0	0	3
	講師(人)	0	1	1	1	0	0	3
	助教(人)	0	0	0	0	0	0	0
計(人)		0	2	3	2	2	0	9

「保育原理」、「乳児保育」等、幼稚園教諭免許・保育士資格を有する実務経験のある教員等による授業科目（備付-80）もバランス良く専門科目に配置をされている。

(健康栄養学科)

健康栄養学科では、現状として教授3名、准教授3名、講師2名、助教2名、助手1名の教員により編成をしており（備付-81）、部門別には「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の分野に適切な配置を実施している（提出-1, pp. 16～20(教育課程表)）

実験・実習については、教育課程編成・実施の方針に基づいて助手を配置しており、現状の同学科における教員組織体制としては、短期大学設置基準の教員数を満たしている。また実務経験のある教員等による授業科目（備付-82）として応用栄養学や栄養教育実習等、専門科目に適切に編成されている。

学部・研究科	職位	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	計
--------	----	-------	---------	---------	---------	---------	-------	---

短期大学部	教授(人)	0	0	0	1	1	1	3
	准教授(人)	0	0	1	1	1	0	3
	講師(人)	0	0	1	0	1	0	2
健康栄養学科	助教(人)	0	0	2	0	0	0	2
	助手(人)	0	0	0	1	0	0	1
計(人)		0	0	4	3	3	1	11

教育課程「コースの廃止」並びに「専門教育科目の充実」等に伴い、令和3年度に栄養士養成課程の教員組織を編成し、申請を行った。令和4年度より入学した1年次から適応されている。また、新課程・旧課程間で、教員配置及び新課程の実施を適切に行っている(備付-83)。

両学科ともに、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を適切に配置している(備付-83-2)。専任教員の職位の決定は、「中京学院大学教員資格審査会細則」に基づき厳格に行われており、短期大学設置基準の教員の資格の規定を充足している(提出-規程集-9)。また、専任教員の職位は、学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を充足しており、ウェブサイト上で公表している(備付-84, 85, 86, 87, 88)。非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、中京学院大学教育職員任用規程等、専任教員の採用についての規定が準用されており、資格基準は短期大学設置基準に準拠している。一部の科目では必要に応じてスチューデント・アシスタント規程に基づき「スチューデント・アシスタント」として学生も配置して実施している(提出資料-規程集-6-2)。教員の採用及び昇格については、中京学院大学教育職員任用規程、中京学院大学教員資格審査会規程、同細則に基づき適正に実施している(提出-規程集-7, 8, 9)。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

研究活動は、教員各自の研究領域によって行われ、個々の専門領域に関連するテーマ及び学科の教育課程に関するテーマなどについて展開され、大学運営等の業務を考慮すれば、一定の成果を収めたといえる。授業担当、各種委員会、入試・広報活動等の大学運営業務に多くの時間と労力を要し、短期大学全体として研究エフォートは必ずしも高くはない。さらに令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を令和4年度も継続して受け、試料収集、フィールドワーク、実験等の中止・延期、学会活動の制限等、研究活動に大きな支障が生じた。このような厳しい制約下の環境の中でも、専任教員は研究活動において一定の成果を収めている(提出-4)(備付-85)。

科学研究費補助金をはじめ外部研究費の募集案内を総務部より随時通知を行っているが、応募の数は毎年少なく、今年度については科学研究費補助金の応募は2件であったが採択には至らなかった。また、その他の外部研究費についても、受託研究が1件のみであった。ほとんどの教員は外部からの研究費の調達を行っておらず、内部研究費の不十分さとともに、研究活動の低迷の一要因になっている。一方学内公募ではあるが、一昨年度(令和2年度)から開始された地域研究費については、短期大学部では1件申請(継続)があり採択されたが、共同研究については申請がなかった(提出-5)(備付-89)。

研究活動に関する規程については、各省庁等による、研究活動における不正行為への対応や、公的研究費の不正な使用等に関するガイドライン類に従って、短期大学部を含め全学的に整備されている。また、令和2年度(2020年度)まで短期大学部単独で発行されていた紀要の発行や、倫理審査を全学横断の組織で実施することになり、それに伴い全学図書紀要委員会、全学研究推進委員会にて審議されて、規程の新設や改定が随時行われた。具体的な規定等は、「研究費に関する規程」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、「公的研究費の管理・監査体制に関する規程」「科学研究費補助金等取り扱いに関する規程」、「共同研究募集規程」、「地域研究募集規程」、「受託研究規程」、「紀要規程」、「紀要投稿規程」、「研究倫理規程」、「研究倫理審査会規程」、「個人研究費共同研究費及び地域研究費取扱要領」、「紀要論文査読要領」である(提出-規程集-10~20)(備付-90,91)。

研究倫理については、令和2年度(2020年度)より全学研究推進委員会が発足され、それまで学部単位で行われていた研究倫理審査が全学共同で行われることとなった。その中で研究倫理審査については、全学研究推進委員会によって、本学の「研究倫理規程」や「研究倫理審査会規程」などに基づいて、厳正かつ公正な審査が行われている。本学専任教員およびその他研究者がヒトを直接対象とした研究を行う場合においては、その科学的正当性、倫理的妥当性について、事前に倫理審査申請書を提出し、承認を得なければならないようになっている。審査会は、通常審査及び迅速審査とし、通常審査は毎月1回、迅速審査は提出の都度、開催している。また、全学研究推進委員会において、研究倫理に関

する研修会についても企画運営を行っている（提出-規程集-19, 20）（備付-92）。

研究成果は、「中京学院大学研究紀要」を年1回3月に定期的に発行し、研究成果を発表する機会を確保している。論文の質の向上維持を図るため、1論文につき2名の査読者を当て、本学経営学部と査読の連携をすることにより厳格な審査体制を講じている。令和2年度（2020年度）から「研究紀要」を看護学部との合冊、令和3年度（2021年度）から全学部の合冊として発行している。今年度（2022年度）については短期大学部の投稿論文数は3本であり、査読の結果、「原著論文」2本、「短報」1本の合計3本が掲載されることとなった。今年度（2022年度）の短期大学部の紀要論文は、研究体制としては他の大学・教育機関との共同研究が多くあった。紀要に収録された論文は機関リポジトリにより公開している。また、研究成果を発表する機会として、地域研究に関する研究発表の「地域研究講演会」と、学内公募である地域研究費採択者に対する「地域研究・共同研究講演会」を前年度（2021年度）に引き続き行った（備付-93, 94, 86, 95, 96, 87, 88）。

専任教員の研究室については、概ね一人一部屋の割合で設けられている。しかし、実験を伴う研究をしている教員の実験室の確保は困難で、通常は学生の実験・実習室で行われている。また、パソコンなどの情報処理機器やインターネットなどの情報検索・収集・管理などの設備も一応整っているが、校務に関する事務処理が使用目的であり、情報セキュリティの関係で使用上でのさまざまな制限があり、研究環境を向上させていく必要がある（提出1, p59-60(学舎配置図)）。

基本的には一部の教員を除いて専任教員の研究日は、週1日確保されているが、研究時間の確保については充分とは言い難い状況である。専任教員は、授業準備・授業、成績不振学生の指導、就職・実習・進路の指導、広報活動、その他の業務遂行のため、まとまった研究時間を確保するのが難しいのが現状である。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関する規定について設けておらず、また留学及び海外派遣の実績はない。令和2年度（2022年度）に「教職員の海外研修旅行に関する規程」を定め、海外における調査研究および自己研鑽をする機会を与えている。しかし、海外研修出張については学生の休学期間中または授業・実習に支障がない状況に限られており、実施については制限がある（提出-規程集-21, 22）。

教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、FD・評価委員会を中心にFD活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等に取り組んでいる。FD活動に関する規程は「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」として整備されている。令和4年度（2022年度）の短大FD研修会は、第1回「ティーチングステイトメントの研修」（看護学部と合同）、第2回「これからの対面授業における効果的なオンライン授業の活用を考える」のテーマで実施された。また全学FD研修会として「本学の教育の質保証システムについて」をテーマに実施した（提出-規程集-23）（備付-97）。

問題のある学生への対応に関しては、学科教員間と学生支援部が学修面および生活面等に関して指導連携に当たっている。メディアセンター（図書館）と教員は推薦図書（視聴覚教材含む）選定や研究図書購入に関する連携、アドミッションセンターとは内外のイベントに学生を参加させる際にも連携が図られ、学生の活躍の場を創造し学生の経験値を高めるよう努めている。精神的に問題を抱える学生については、「学生相談室」のカウンセ

ラーと担任教員、学生支援部との連携が図られている（提出-1, p. 53(学生相談室)）、（備付-64）。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>**

事務職員の組織的な責任分担体制は、「組織、管理及び事務分掌規程」に基づき明確に定められており、令和2年度（2020年度）からセンター化（アドミッションセンター、学生支援センター、リフォーム・エデュケーションセンター、メディアセンター、事務局）を図り、センター内に事務部を組織することで、より機能別の責任体制を強化した（提出-規程集-24, 25）（備付-98）。

従前は、教学組織との連携において、事務職員は教学各委員会組織に記録、資料準備等の事務的業務主体の担当者としての位置づけであったが、センター化に伴い、委員会の委員としての立場を明確にし、教員と会の運営を対等に協働し、行政関連規則に跨る事務関連および教務指導的知識などの知見を持つ立場から、議論に参画するようにしている。特に就職内定状況、資格取得状況、GPAなどの各種事務管理データを適宜提示し、教職協働により、きめ細かい学生支援の検討ができる体制化を図っている。

事務の専門的職能の向上を図るために、積極的に外部研修に参加し、担当分野の専門的な知識の修得や能力の開発に努めるとともに、それぞれの職務に必要な資格を計画的に取得できるように財政支援が可能となるよう施している。しかしながら、数年来からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学外研修会等の集合型研修に参加できず、一部オンライン研修化等が行われたが、後述するスタッフ・ディベロップメントに関する取組を中心として活動を行った。

事務職員には職能資格制度を導入しており、運用面で職能を基準に据えた人材育成に努めてきている。但し、職能資格の課題として、属人的かつ人物評価に偏る側面も存在するため、専門的な職能に視点をすえた職務面評価のバランスを加味していくことが検討事項である。

本学では、教職員間の情報共有化と協働を進めるため、グループウェアを導入してい

る。特に昨年度より新型コロナウイルス感染症禍において Microsoft 365 を使用したネットワーク利用環境を推進してきていることで、Microsoft Teams や Microsoft Outlook、Microsoft OneDrive 等のアプリケーションを活用した業務活動および情報連絡共有が、昨年に増して定着してきている。

令和2年度（2020年度）より学校法人安達学園から法人分離したことを受け、全ての法人規程及び大学規程の見直しと改正手続きが必要となった。これを一つの機会として捉え、組織を横断して各部署の事務職員で構成するタスクフォースを結成し、内容の調整および整備を行ってきた。

日常的に規程を意識し、それに基づく業務遂行と運営が浸透しつつあるが、現在においても継続して規程および規則の内容検討および充実は継続して取り組んでいく必要がある。尚、法人の諸規程及び大学規程について、学内ネットワークの共有フォルダ上で、簡便に閲覧できるリンク集を立ち上げており、業務遂行上の利便性を向上させた。今後は各部署における定型業務を事務手続き要領としてマニュアル化し、新規事務職員採用時ならびに部署異動時の効率的な業務遂行体制を整えることを検討している。

事務機器等については、事務職員全員に一人あたり一台のパソコンを貸与設置しているほか、事務室内の主要エリアにネットワーク接続の複合機やプリンターを複数台配置している。また事務職員が学内外のオンライン会議開催時に容易に参加利用できるように各自のパソコンにウェブカメラおよびマイク付きヘッドフォンも全員に貸与し、効率的に事務処理ができる体制を整えている。

中京学院大学規程集にスタッフ・ディベロップメントに関する規程を整備し、大学の年間予定に全学的なSD研修活動を組み込んで実施している（提出-規程集-28）。年度末に開催する全学SD研修会は全学部、全教職員を対象とし、学長、各学部長、学科長、センター長といった幹部より、年度の教学部門等の振り返りと次年度運営活動方針の理解浸透の機会として実施している。直近では、令和5年3月に、全学部、全教職員を対象のもとに事務職員および非常勤事務職員が参画し、大学の教学活動方針、経営運営方針の理解浸透を図り、日常の活動実践に結びつけることが出来るよう、啓発させる機会として実施した。（備付-99,100）

さらに昨年度より法人分離したこともあり、法人としての運営方針、大学の教育方針などの教職員一体として浸透させる目的で、FD研修会の開催時に事務職員参加を促進し、主体的な業務改善企画に関する公募を設けるなどの、各種の機会を設けている。

令和3度（2021年度）10月より、毎月第4木曜日5限目（16:30～18:00）の時間帯に合わせて学内全事務職員および校務に携わる教員が参加する職員会議を定例開催している。理事長および学長からの伝達講話による方針の共有理解、各部門の活動および進捗状況の報告、また事務職員一人一人が全体に対して講話発表、隔月には討議テーマを設定してグループワーク討議を実施しており、「事務局のビジョンおよび職員の行動指針」を明示のうえ、浸透を図っている（備付-101）。

これらは、事務職員の育成とともに全体の業務意識、関連業務への見識および相互理解、部門連携の円滑化等の向上を図る狙いとしている。

また、令和4年（2022年度）の10月より中核となって大学および短期大学部の業務運営に携わる部署を横断した中堅および若手事務職員によって主体的に企画構成する月例の

研修会を開催している。本学の建学の精神の理念のもと、事務局のビジョン及び行動指針の具現化を念頭に、職場環境の改善を目標にすえ、同研修会名称を真剣味塾とし、自己研鑽活動を実施している(備付-102)。

尚、この他に本学 IR 室より、年間を通して IR レポートを全教員および全事務職員に共有し、事務職員の立場として本学教育活動の教職協同をふまえた改善活動の促進が図られるようにしている(備付-34)。

日常的なルーティン業務については、従前踏襲型に陥りやすいが、各センター事務部、事務局の各部署において所属長を中心に 1on1 ミーティングを実施している。しかし、点検や改善活動においては部署別の温度差があり、十分とまでは言えないが、仕事の目的を明確にさせることで業務改善に結びつけていくように努めている。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

「学校法人中京学院就業規則」を基本とした就業に関する諸規程を整備し、関係法改正があった場合には、遅滞なく規程の改正案を立案し、常任理事会にて審議を行うとともに労働者代表に意見を求めるなど適切に運用している。こうした労務関係諸規程をもとにした教職員の勤務体制を整備し、適切な就業環境の維持に努めている(提出-規程集-27)。令和3年度(2021年度)より、近年の社会環境を念頭に、新型コロナウイルス禍において在宅勤務制度を導入している。

子の養育をしている教職員において、保育園、幼稚園、小学校等の臨時休業に伴い、通常勤務に困難が生じる場合、また、法人の定める感染症対策として発令された教職員行動指針に基づき、通勤が困難な者等を対象とし、「学校法人中京学院における在宅勤務実施要領」に基づいて措置を行った(備付-103)。

さらに、新型コロナウイルス禍の社会状況に対応し、特別年休制度を導入し、「学校法人中京学院 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別有給休暇取扱要領」(備付-104)を定め、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別措置として、小学校等が臨時休業となっている子を保護者として世話をを行う教職員に対して特別に有給休暇の取得を付与する取扱いについても措置を行った。

但し、在宅勤務体制の実際の側面として、Microsoft365 サービスの利用拡大を進め、在宅勤務時の業務通信手段および方法の円滑化と合理化を図ってきた。殊に事務系職員において、学内業務時使用の教務システム、経理システム、人事システムなどを利用する場合においては支障が生じていたが、VPN(Virtual Private Network)の導入及び確認許

可制として、テレワークが実施可能な環境を一部整備している。すでに新型コロナウイルス濃厚接触者とされた無症状の事務職員に自宅待機時の利用を行っている。

法人分離が行われた際、就業規則を始めとする全ての諸規程の改正を実施し、全教職員に周知を行ってきており、その後、本年に至る規程の改廃についても、常任理事会での承認後、全教職員に対して遅滞なく通知を出して周知している。

これまで就業規則については、学内専用のウェブサイト上のポータルサイトにて掲示し、教職員が随時閲覧できる状況ではあったが、規程集の全頁一括掲載であったこと、恣意的な印刷の乱用防止のためエラーとなるよう施していたため、利用しづらいと教職員からの声が上がっていた。よって、前述の通り学内ネットワークの共有フォルダ上で、規程集の目次一覧から簡単に閲覧できるリンク集を立ち上げ、教職員のパソコンからいつでも閲覧可能な状態にしている（備付-105）。

教職員の就業はこれらの規程に基づき適正に管理し、実践するよう努めており、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間、残業時間および休日出勤等は個別に管理を行っている。さらに学内行事日程による休日出勤等の振替休暇や代休、および年次有給休暇の取得推進を行っており、未消化者に対して部門長に適宜情報を提供のうえ注意喚起を行う等、所属員の労働時間管理を実施している。また、全教職員の心身の健康維持のため、定期健康診断およびストレスチェック等を実施し、健全な就業環境を保持すべく努めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は地方の小規模校としての利点を存分にいかすべく、専任教員や専任職員が学生の身近な存在として、コンセプトコピー「いつも学生と共に」を実践すべく、日常の良質なコミュニケーションを大切にし、成長アウトカムに焦点を当て教育を推進している。こうしたことにより、学生にとって学習に取り組みやすい環境となっている。一方では、学生が多様化する中で一人一人に寄り添った教育活動を展開していくことは、時間的にも労力的にも大変であり、研究活動に力を傾注することが難しい状況である。

このような背景もあり、科学研究費補助金をはじめ、外部研究資金の獲得状況も芳しくはないため、外部資金獲得に向けた研究推進を行っていくは課題である。

健康栄養学科においては、教育課程を大幅に変更することにより、より充実した授業内容となる。現在もカリキュラムツリーに基づき、専任教員及び非常勤教員を配置しているが、同一教員の担当科目が増加する結果となり、教員の負担が大きくなっていることが課題である。また、保育科においては、教育課程編成・実施の方針に基づいた専任教員及び非常勤教員の適切な配置を継続していくことが課題となる。

事務職員においては、高度化する事務業務、予測不能な新型コロナウイルス等への対応の中で、短大のみならず、大学を併設する本学では2つのキャンパスに分かれて配置されており、両キャンパスともに少数での配置運営となっており、また、管理職者を含め、高齢化と同時に複数兼務者が多く、業務の円滑な遂行に余裕がない状況化である。現状は今後の大学運営を考えた際に計画的に採用と次世代育成による世代交代をしていくことが急務となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

令和2年度に学校法人安達学園から法人分離をしたことを契機として、本学の存在意義を見直し、新たなミッション・ビジョンを掲げている。その中でも地方に所在する大学にとっては、地域と共存し、ともに発展していくことが避けては通れない。地域における知の拠点として、地域の課題を共に解決していくことや地域の人財に対して知的資源を還元していくことを目的に「一人一地域研究の推進」を打ち出すとともに、「地域研究費」を学内における競争的資金として新たに創設している。

また、学校は人材とその能力によることが、全ての運営の核心的要素であるため、大学および短期大学部の業務運営に携わる部署を横断した中堅および若手事務職員が主体的に企画構成する研修会を開催する等の活動を行っている。

本学は人材育成に軸足を据えて全学的なSD・FD活動を展開しており、過去に比して開催量と多くの教職員の参加が定着してきている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1. 学生ハンドブック令和4(2022)年度(pp.59-61(瑞浪キャンパス建物配置図)(図書館、学習資源センターの概要図)(附属施設の概要(大学設置基準第39条関係施設))

提出資料-規程集 28. 経理規程 29. 経理規程施行細則  
30. 固定資産等調達管理規程 31. 防火及び防災管理規程 32. 情報管理規程  
33. 情報セキュリティ規程

備付資料 106. 校地、校舎の土地建物データ(瑞浪キャンパス)  
107. 瑞浪キャンパス\_設備写真 108. 危機管理マニュアル  
109. セキュリティ特別措置許可願

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

短期大学のある現有校地である瑞浪キャンパス校地等面積(20,314 m<sup>2</sup>(中京学院大学看護学部との共用含む))は、短期大学設置基準面積を満たしており、借用屋外運動場敷地

は 40,489 m<sup>2</sup>である。現有校舎も中京学院大学看護学部との共用部分を含めると 7,217.83 m<sup>2</sup>あり、設置基準を満たしている(備付-106)。

障がい者の方に対する配慮として、瑞浪キャンパス、中津川キャンパスともに専用の駐車スペースを確保し、さらに校舎1階の一部にスロープ構造を設けている。

キャンパス内校舎がほぼ3階以下の低層建造物で構成されており、基本的に、維持管理面との兼ね合いから、エレベーター等は設置していない。そのため、すでに常備している運搬可能な折り畳み用段差解消スロープの常設、または1階の教室等利用を中心とした教室変更を行うなどの配慮と対応を行っている。

本学の校舎建物は各学科に対応した講義室、演習室を整備しているとともに、養成課程としての基準に準拠した実験・実習室、および設備を確保している。各講義室には電子黒板やプロジェクターの設置をしている。それらの設置がされていない講義室ではメディアセンターによるパソコン、プロジェクター等の機器貸し出し、学生支援センター学生支援部では、教室使用マイク等の音響機器の貸し出しを行って管理対応をしている。教育課程編成・実施の方針でも重要視しているアクティブ・ラーニング等の双方向型の授業を展開できるよう、講義室内は自由にレイアウトを変更できるようにしている。(提出-1, pp. 59-61)

本学においては、専門職学科、通信による教育を行う学部および研究科は設置していない。

図書館においては、本学図書館蔵書数は178,885冊、学術雑誌数は54種、AV資料数は2,056点、パソコンの設置、座席数240席を設けている。瑞浪キャンパス図書館蔵書数は71,983冊あり、そのうち短期大学関係蔵書数は58,328冊、学術雑誌は15種、AV資料数は143点、座席数96席を設けている。午前8時45分から午後6時まで開館し、学生の自主学習も活発に行われている。購入図書選定にあたっては、予算内において全学図書紀要委員会より、各学部の教員に選書協力のリクエスト、また学生からの購入図書の希望リクエストに応えている(備付-107)。

本年度は昨年に引き続きコロナ禍であったため、対面授業を実施できる機会の制約を余儀なくされたため、実習および演習等の授業を除く講義をほぼオンライン講義に変更した。オンライン講義の中でも双方向の重要性を担保したいとの考えに基づき、ZoomとMicrosoft Teamsを常時活用している。このことにより、教職員のパソコンスキルレベルを高めるとともに、オンライン講等の質向上に向けて情報共有を行い、改善対応してきている。

学生においても、Microsoft Teamsによる学年～科目およびクラス別に連絡等の双方向の情報共有を図り、個別対応においても照会相談等の学生支援上のやり取りの充実も図られてきている。

**[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備

している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

法人諸規程に「固定資産等調達管理規程」、「経理規程」、「経理規程施行細則」などを適切に整備し、規程に基づき管理台帳を整備するなど適正に維持管理している（提出-規程集-28～30）。

防災対策に関して、法人諸規程に「防火及び防災管理規程」を整備するとともに、火災・地震対策、防犯対策等について、危機管理マニュアルを策定整備している（提出-規程集-31, 備付-108）。また、新型コロナウイルス感染症対策活動指針については、作成のうえ運用している。今後はこうしたマニュアルや事業継続計画 BCP（Business Continuity Plan）の整備推進を図っていく。

防災防火設備点検は定期的に年1回以上の点検を実施しているが、防災防火訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、授業形態の変更による学生のキャンパス対面機会の減少等、集団参加型での訓練等の実施ができていなかった。

そのため、令和4年度下期に新型コロナウイルス感染症の減少傾向機会を見極めた時点で防災訓練の実施予定と心得を後期ガイダンス時に学生宛にアナウンスし、避難場所掲示等の計画準備段階の際、折しも、外部から本学への犯行予告通知があり、緊急対応事態を要する経験に遭遇した。学内学生、教職員の緊急的安全確保のため、避難対応を要する至り、当初の想定通りに適切に事が運ばないことが、現実問題として浮き彫りとなった。

今後いつ発生するかもしれない大規模地震災害等を想定した現実的な計画の練り直し、定期的な訓練の実施機会を作ると同時に、安否確認等の体制の再整備、訓練実施方法の練り直しの必要性を認識する機会となった。

情報管理については「情報管理規程」、コンピュータのセキュリティに関しては、「情報セキュリティ規程」を整備しており、昨年度より法人内に新たな組織としてサイバーセキュリティ対策室を設置し、対策を強化している。また年々巧妙化するサイバー攻撃に対しては、ファイヤーウォールの設置およびセキュリティ対策ソフトで対応するとともに、定期的に職員に対する注意喚起を実施している（提出-規程集-32, 33）。

学内ネットワークに接続利用する教職員のパソコン等の情報機器に関しては、法人の情報施設部が管理を行っており、貸与パソコンへのデバイスおよび貸与パソコン以外の接続機器に関しては事前にセキュリティ特別措置許可願による決済を受けて利用する体制をとっている（備付-109）。

環境への配慮では、学内におけるゴミの分別回収、夏期期間のクールビズをはじめ、消灯や冷暖房の温度設定の喚起など省エネ・環境対策を講じてきたが、人的な運営管理に依存する点が大きく、十分とは言えない状態であった。そのため、本年度は設備投資として瑞浪キャンパス内各館照明のLED化の工事を行った。その後は老朽化した空調設備の更新

対応を計画し、押し進めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の施設設備は短期大学部の設置に端を発し、開学してからすでに50年を経過しているが、約15年前に耐震改修工事を施して以降、大規模な新規施設の増築および施設改修工事を実施してきておらず、旧来からの建物の老朽化が進み、都度の修繕を要する箇所が多くなってきている。平成23年度に瑞浪キャンパスに学生ホールとして6号館を新規に建設して以来、施設設備投資は先送りしてきていたため、まず本年度は瑞浪キャンパス内各館照明のLED化の設備更新を実施し完了させた。

これまでは経営の安定化を優先し、大規模な改修やリニューアルは先送りしてきたが、学生の安全確保の維持、および教育研究活動環境の推進等の観点から、計画的に施設改修を実施していく必要がある。中期の財務計画を立案していく中で、財務の安定化と施設設備の改修および修繕について計画的な投資のバランスを検討していくことが課題である。

東日本大震災といった未曾有の災害をはじめ、近年、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大するなど、従来の危機管理の考え方では予測よび対処が困難な時代に変化してきており、地震、噴火さらに水害等、予測しがたい大規模自然災害もいつ発生しても不思議ではない状況である。こうした時代背景と環境下であることを踏まえて、危機発生時における組織運営体制をより充実させ、これらに基づく訓練等を実施し、万一、緊急かつ困難な事態が生じたときに、混乱と被害を軽減できるように綿密なシミュレーションと訓練の実施が課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

提出資料－規程集 34. メディアセンター規則

備付資料 110. 職員配置図 111. オリエンテーション資料(図書メディア)

112. 電子書検索画面 113. 学生パソコン設置状況\_図面

114. 学生パソコン設置状況\_写真 115. パソコン所有率アンケート結果

116. 情報機器貸出機器数グラフ 117. Wi-Fi 設置状況\_図面

118. 学内 Wi-Fi\_利用申請マニュアル 119. 学内 Wi-Fi\_サービスガイドライン

120. 学内 Wi-Fi\_利用者数グラフ 121. 学生向け情報配信

122. 教職員向け情報配信 123. 学生個別問い合わせ対応\_短期大学生

124. オンライン型学習システム「えきべん」

142. メディアセンター案内

<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/library/index.html>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、中津川キャンパスと瑞浪キャンパスの敷地それぞれにおいて、メディアセンター機能を有している。これは、大学図書館機能と情報メディア機能の両方を有するものであり、両キャンパスを統合した組織としてメディアセンターとしている(提出-規程集-34)(備付-142)。

当該センターは、学生の自学促進や各種サポートを行うために、朝 8 時 45 分から午後 6 時まで開館し、専門職である司書や技術専門スタッフ(ICT 機器や各サービス利用に関す

る問い合わせに対応)を配置している(備付-110)。図書やメディアに関する研修会等へ積極的に参画する機会を確保するとともに、そこで得た知識を学生の学習支援に生かせるよう努めている。

学生に向けてのセンター利用や各サービスの利用方法については、1年次の入学オリエンテーションにおいてメディアセンター(図書館とメディアの両方に関する)の利用方法全体について説明を行っている。各学年の前期・後期のオリエンテーションにおいて、利用方法の変更内容や学生から問い合わせの多い内容を中心に利活用の向上に努めている(備付-111)。また、全学図書紀要委員会、全学研究推進委員会に専門職員として参加し、教員と共に作業に関わり、情報共有がスムーズに行われるようにしている。

メディアセンターの図書館機能として、全学図書紀要委員会によって毎年選定して増書に努めている。資料選定方法は各学部からの専門図書の推薦、メディアセンターからの推薦・一般図書、学生希望図書などに分けて広く購入を進めている。特に今年度はメディアセンター企画としてキャリア支援に関する内容や資格支援に関する内容の書籍の充実を行った。教職員から専門分野を超えて学生に読んで欲しい書籍など、新しい選書方法の取り組みを始めている。またコロナ過による自宅など学外での学習時間が増えたことに対する取り組みとして、データベースの学外利用への対応や電子書籍の拡充を図り、新型コロナウイルス感染(濃厚接触者含む)等で窓口に来ることができない学生や教員への窓口サポートの一部オンライン化の取り組みも始めている(備付-112)。一方令和4年度(2022年度)の増加書籍(令和5年3月31日現在)は、中津川キャンパス476冊、瑞浪キャンパス603冊となっている。さらに令和4年度(2022年度)は、館内レイアウトの変更や書架配置見直し、案内表示の変更、OPAC(オンライン蔵書目録)などの利用案内を行うなど、学生がより親しみやすく資料にアクセスできるように対策を行った。

情報メディア機能として、瑞浪キャンパス、中津川キャンパスそれぞれに学生が利用できるパソコンをそれぞれ109台、166台を設置し学習環境を整えている(備付-113, 114)。特に環境面としては中津川キャンパスにメディアオアシス、短期大学部のある瑞浪キャンパスは情報検索室などの学生が講義時間外に利用できる専用の利用空間となっている。

本学の学生の特徴として、パソコンの所有率が低いことが学生へのアンケートで分かっている(備付-115)。個人所有のパソコンの割合は低い状況で、今までは大学内のパソコンを活用することで対応していたが、コロナ感染が広がる度に大学の設備が利用できず対応が難しい状況となっていた。メディアセンターでは、学生のオンライン講義への対応、レポートや課題作成などで利用できるよう、パソコンやタブレット(瑞浪: Windowsパソコン30台、iPad30台、中津川: Windowsパソコン30台、iPad30台)各種情報機器の貸し出しを行っている。また、教員に対してもパソコン、マイクやモニター等の機材貸し出しを行い、オンライン/対面型講義へのサポートを行っている(備付-116)。

メディアセンター配置された情報メディア系専門職員、図書館系専門職員は、状況に応じた資源の配分を見直し、活用を行っている。令和4年度(2022年度)は前期オンライン型講義が主に行われ、後期から対面型での授業にシフトしたこともあり、パソコン教室の利用が大幅に増加した。新型コロナウイルス感染対策で一部利用制限していたパソコンや場所について、感染対策ができる形でレイアウト変更し、台数を新型コロナウイルス感染症蔓延前と同じ台数になるように調整を行った。またMicrosoft TeamsやOutlookなどの

Microsoft365 ツールの利用もあり、パソコンの起動・終了に伴う負荷が増大への対策として、学生が利用するパソコンを中心にメモリ増設やストレージの Solid State Drive (SSD) 化などの強化を行った。学内での Wi-Fi 利用者についても講義形態に合わせて増加し、特に学生が集中するエリアを中心に通信量が増加したため、令和3年度(2021年度)行った 10G イーサネットへの回線冗長化や切り替え、Wi-Fi アンテナの追加や指向性の再調整、インターネット通信のバランス調整などの対策を行った

講義における主な支援としては、前期はオンライン配信(Zoom や Microsoft Teams)に対する支援を中心に行った。後期からは対面型講義に主軸が移行したため、学生が状況に応じて受講方法を選べる、ハイブリッド型(対面でもオンラインでも受講できる方式)への対応を支援し、学生の利便性や就学機会の確保に努めるなど、教育サービス向上を図った。

本学教職員には、入職時に1人1台のデスクトップ型またはノート型のパソコンと、プリンターを整備し、Wi-Fi も利用できるようにしている。また、申請により学内で自由にノートパソコンやタブレット端末も利用できるようにしている。

学内環境としては主要なエリアで情報端末を利用できるように Wi-Fi 設備を整備しており、教職員および学生は、メディアセンターにて手続きをすることで自由に利用することができる(備付-117, 118, 119, 120)。

個人所有のノートパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用してどこでもインターネットに接続し、Microsoft Teams など大学が提供している各種サービスを利用できる。これら情報系メディアを活用し、履修登録、ウェブサイト上でのシラバスの入力・閲覧が可能となっている。また、成績評価もウェブサイト入力で行われている。情報施設部専門職員が常駐しており、学生や教員からのコンピュータ関連の疑問・質問に関する問い合わせのヘルプデスクとして、メディアセンター窓口だけでなく、オンラインで対応できる体制をとっている。またマニュアルの配布や各種手続きの案内、トラブルシューティング、障害案内などの各種情報を学生、教職員向けに Microsoft Teams を通して通知するとともに、後から確認できるようにしている(備付-121, 122, 123)。

現在、本学では、Microsoft Teams、Microsoft Forms や Zoom 等を用いてオンライン型授業、ハイブリッド型授業、双方向型事業を展開しているが、オンライン型学習システム「えきべん」の活用も行われている(備付-124)。パソコン教室(中津川 143 台、瑞浪 50 台)や情報検索室(中津川 23 台、瑞浪 58 台)をそれぞれのキャンパスに配置し、学生や教員が活用できるようになっている。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

Wi-Fi サービスの課題として、学生が持ち込み利用する情報機器が年々新しくなり、従来の通信規格やセキュリティ認証では対応できないケースが出ている。また山間部に位置する本学キャンパス内では、学生のスマートフォンなど通信キャリアによって安定性に差があることが分かっている。

本学の情報基盤となっている Microsoft365 を始めとしたクラウドサービスは、新たな機能が盛り込まれ、日々様々な機能がアップデートされているため、それらに合わせた学生・教職員サポート体制は課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 5. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]

6. 事業活動収支計算書の概要[書式 2]

7. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]

8. 財務状況調べ[書式 4]

9. 収支計算書類(資金収支計算書)

10. 収支計算書類(資金収支内訳表)

11. 収支計算書類(活動区分資金収支計算書)

12. 収支計算書類(事業活動収支計算書)

13. 収支計算書類(事業活動収支内訳表)

14. 収支計算書類(貸借対照表)

15. 2022 年度事業報告書

16. 2023 年度事業計画書 17. 2023 年度収支予算書

提出資料－規程集 35. 予算執行に関する内規 36. 資金運用規程

37. 資金運営管理委員会規程

備付資料 125. 財産目録及び計算書類(法人分離後過去 3 年)

131. 学校法人中京学院中期計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

短期大学部における教育活動資金収支差額は、直近過去3年の経緯として、令和2年度19,008,517円、令和3年度△19,008,517円、令和4年度△71,379,845円となっている。活動資金収支差額（支払資金の増減額）は令和2年度19,725,276円、令和3年度△19,725,276円、令和4年度△62,705,892円と支出超過の状況が続いており、さらに後述する通り懸念すべき状況がある。

法人全体における資金収支差額は、表1に示す通りであり、令和4年度においては入学者数が大幅に減少したことにより資金収支差額が△103,469,604円となり、さらに令和5年度入学生をもって健康栄養学科の募集停止が決定していることから、今後も厳しい状況が続くことが想定される。

短期大学部及び法人の事業活動収支については表2、表3に示す通りとし、令和4年度については支出超過の状況が続いている。これらは法人全体の入学定員の未充足による収入減が大きな要因である（提出-5,6,9～13）。

表1 過去3年間の資金収支差額（学校法人全体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資金収支差額	1,226,664,805	12,120,647	△103,469,604

表2 過去3年間の事業活動収支の状況（学校法人全体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業活動収入計	5,532,902,068	1,791,204,356	1,640,748,808
事業活動支出計	2,164,308,426	1,932,085,097	1,795,966,537
事業活動収支差額	3,368,593,642	△140,880,741	△155,217,729

表3 過去3年間の事業活動収支の状況（短期大学分）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業活動収入計	984,766,197	380,334,796	303,883,914
事業活動支出計	521,841,427	445,519,279	387,292,389
事業活動収支差額	462,924,770	△65,184,483	△83,408,475

また、過去3年間における学校法人の貸借対照表の状況は、表4に示す通りである。令和4年度は、総資産のうち純資産の占める割合（純資産構成比率）が83.5%であり、かつ負債に関しては、その内訳は退職給与引当金及び次年度学生生徒納付金の前受け金が大部分を占めている。このことから、令和5年3月31日現在の学校法人全体の財政状態は健全な状態であると言える。しかしながら、法人分離前に比して純資産構成比率は低下傾向にあり、入学者の定員未充足の状況が継続すると財政状況は悪化の一途を辿るため、早急に経営改善の立案及び遂行が求められる（提出-7, 8, 14）（備付-125）。

表4 過去3年間の貸借対照表の状況（学校法人全体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産の部合計	4,015,170,466	3,858,050,357	3,678,322,227
負債の部合計	646,576,824	630,337,456	605,827,055
純資産の部合計	3,368,593,642	3,227,712,901	3,072,495,172
純資産構成比率	83.9%	83.7%	83.5%

資金運用に関しては、「資産運用規程」に基づき、適切な運用を行っており、リスクの高い金融商品は避け、定期預金を主として一般的に安全・安定的な運用を行っている。

また、過去3年間の短大における教育研究費比率の状況は、表5に示す通りであり、どの年度も35%以上と全国平均以上である。教育研究用の施設設備及び図書等の学資資源についても、必要なものを計画的に予算計上し、適切に配分しているが、学生数減少により収入額が減少していることも教育研究費比率の増加に影響を与えている。

表5 過去3年間の教育研究費比率の状況（短期大学分）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育研究費比率	42.9%	45.1%	47.6%

公認会計士の監査に対しては、積極的な協力体制をとっており、当該監査にかかる公認会計士の意見及び指導に対しては、担当の法人本部総務部長補佐が都度適切に対応しており、本法人の財務諸表は、その適正性が確保されている（提出-15, 16, 17）。

寄附金の募集及び学校債の発行については現在行っていない。

本学の過去3年間の学科別の入学定員充足率及び収容定員充足率は、表6および表7に示すとおりである。保育科に関しては、令和3年度に入学定員を引き下げたものの、入学

## 中京学院大学短期大学部

者数は年々減少しており、入学定員充足率は令和3年度と比較して悪化し、定員割れが継続した状況である。保育士希望者の母数減とともに岐阜県及び近隣県のマーケット内の分散と低迷が要因と考えられる。健康栄養学科に関しては、これまで入学定員充足率が100%前後で推移してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により一定数確保していた留学生の入学が皆無であったことから、令和4年度は大幅に入学定員充足率が低下した。

さらに、健康栄養学科は、令和5年度入学生をもって募集停止が決定していることから、短期大学部の募集状況はより厳しさが増す。今後は保育科改革PJにより検討された新たな学びの特徴を活かし、短期大学部のブランディングを構築し、定員の充足に努めることが急務である。

表6 保育科の過去3年間の入学者推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学定員	100	70	70
収容定員	200	170	140
入学者数	58	54	42
在籍者数	138	110	94
入学定員充足率	58.0%	77.1%	60.0%
収容定員充足率	69.0%	64.7%	67.1%

表7 健康栄養学科の過去3年間の入学者推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学定員	70	70	70
収容定員	140	140	140
入学者数	74	69	31
在籍者数	143	142	95
入学定員充足率	105.7%	98.6%	44.3%
収容定員充足率	102.1%	101.4%	67.9%

令和2年度に学校法人安達学園から法人分離したことを受け、新たに大学法人としての教育理念、ミッション、ビジョンを見直すとともに、分離後の方向性を明確にするためにも「中期計画2020」を策定した。「人生100年時代」の到来を踏まえて、自律した存在として実社会に寄与する人財の育成を進めるとともに、地域にある唯一の高等教育機関としてのあるべき姿について検討し、域学交流、高大連携を推進するための「東濃まるごとキャンパス」の実現を計画の基軸とした。各学部、各センターを中心に、中期計画との関連性が高い事業を優先事業と位置づけ、事業計画を立案し予算化を図った。予算編成にあたっては予算編成チーム（経営改善タスクフォース）が中心となり、関係部局のヒアリングを実施し、適切な時期に決定した（提出-131）。

毎年度3月の定例評議員会の諮問を経て理事会での承認が決議されたことを受け、関係

部門に周知するとともに、同3月末に全教職員を対象とした全学SD研修会（法人及び大学の運営方針）において、周知を図っている。

予算管理者を明確に定め、事業計画に基づいた予算執行を心掛けてきたが、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛規制も緩和されたことにより、様々な事業が実施され、さらに燃料費の高騰により物価高となってきたため、事業主体者と予算管理者で協議を進めながら予算を執行した（提出-規程集-35）。

日常の出納業務は、「経理規程」及び「経理処理基準綴り」に基づき本部総務部経理担当者および大学総務部経理担当者が実施し、本部総務部長がこれを統括し、適宜理事長に報告をしている。

資産及び資金の管理・運用は「資金運用規程」「資金運営管理委員会細則」に則って適正に管理・運用され、管理台帳および出納簿に記録し、安全かつ適正に管理している（提出-規程集-36, 37）。月次試算表は、毎月末終了後に経理担当者が速やかに作成し、総務部長補佐、総務部長の確認を経て理事長に報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の使命は人財養成と地域貢献である。地域の学生が入学し本学での教育を通じて社会に貢献できる人財となり地域に排出することである。しかしながら、本学が所在する地

域では少子化の波が激しく、定員未充足の状況が続いている。地元高校に保育クラス、医療健康クラスを設置し、高大接続教育に力を入れており、今後は他地域にも拡大することでニーズの掘り起こしを行っていく。定員の確保が困難な状況下に陥っている要因として、地元出身学生の総数とともに入学数が減収傾向にある。専門領域を活かした地域貢献活動を通して地元への理解を深めていくことで定員確保に努めている。

本学は地域にある唯一の高等教育機関であり、歴史と伝統のもと、周辺高等学校からは大きな信頼を得ていることは最大の強みである。一方で18歳人口の減少や近隣地区における看護学部の増設が定員確保に向けた大きなハードルである。

これまでの経営実態や財務状況を鑑み、理事会の承認を受けて財務体質改善PJを立ち上げることとなった。そのPJでは、財務状況の分析に留まらず、学生生徒納付金、補助金に加え外部資金獲得など収入の確保と、学生数に応じた人員の適正化や人事評価制度による人件費の抑制、中長期的な施設等整備の計画立案などにより支出の抑制及び計画的な支出を検討する。最終的には中期財務計画を立案する。

また、現在、様々なステークホルダーへのアカウントビリティが求められる世の中であり、令和4年度においては大学授業料検討会により、令和6年度入学生からの学納金及び特待生制度の見直しを行い、収入の確保と全学部における徴収内容等を整理した。

令和4年度は、改革総合支援事業タイプ1や地方創生事業推進補助金、空調設備整備補助金等に採択されたことにより外部資金を獲得することができ、引き続き外部資金の獲得に努める。

なお、現在、遊休資産はなく、本学が所有する資産はすべて有効に活用されている。

両学科ともに定員確保が厳しい状況下であり、収入面の減少下に置かれている。さらに健康栄養学科においては、令和5年度入学生をもって募集停止することが決定しているため、令和6年度以降入学者は0となる。保育科においては、保育科改革PJを立ち上げ、新しい学びを構築することで新たなターゲット層の獲得を狙い、定員確保に努める。大きな支出を占める人件費については、総額では抑制できているものの、学生納付金の減少が人件費比率を高める大きな要因となっている。今後は教育の質を担保しつつも人件費をさらに抑制していくかが大きな課題である。

各年度の事業報告および財務諸表は大学ホームページで公開するとともに、年度末に開催している全学SD研修会や、毎月実施している職員会議の中で経営状況および今後の経営方針等を説明し、危機意識を共有している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和3年度の貸借対照表の状況では、財政状態は未だ健全であるといえるものの、本学の事業活動収支は、入学定員未充足による支出超過の状態が続いており、なおかつ施設設備の老朽化に伴う改修費、修繕費も年々必要となってきた。このまま入学定員未充足の状態が続けば、今は健全な財政状態も悪化の一途を辿ることとなる。令和4年度は両学科において定員割れしている状態であり、財務状況に大きく影響を与えている。地元の中京高校とは保育クラスならびに医療健康クラスにおいて密接な高大接続を実施しており、医療健康クラスにおいては初めての卒業生が令和4年度に入学してくることになったが、

在籍数の割に入学者が少なく、また、健康栄養学科が募集停止することが決定していることから、保育クラスによる高大接続を強化し保育クラスの生徒を確実に獲得する必要性がある。通学圏内の18歳人口減が定員充足に対する大きな外圧となっている。定員を確保していくためには県外流入を視野に入れ本学でしか学ぶことのできないカリキュラムや教育体制を構築していくことが課題である。また退学者・除籍者がみられるため、退学者の減少につながる学生指導体制の構築が課題であり、IRの分析に基づいた早期の指導体制を構築していく。

本学の主な収入は学生納付金と国庫補助金であるが、教育の質を向上させる教学改革が急務であり、改革総合支援事業と競争的補助金を確実に得ていくことは単なる収入増だけではなく、短期大学部のブランディングを構築していく上でも重要な課題であると捉えている。

支出に関しては、教育の質を担保しながらも抑制していくことが肝要であり、管理経費の見直し、予算策定時における厳格な査定、無理・無駄の排除を徹底した執行段階での抑制は勿論のこと、支出の大部分を占める人件費の抑制も課題の一つである。

将来的に健全経営を継続していくためには、魅力のある大学づくりを推進し、学生を恒常的に確保する必要がある。そのための教学改革、学生支援改革、学生募集・入試改革を進めつつ、財務体質改善PJを新たに立ち上げ、経営改善計画に基づいた中期財務計画を立案し確実に実行していくことが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

令和2年度に前身の学校法人安達学園から法人分離をし、寄付金収入として財産分与を受けた。令和元年度以前の計算書類は前身の学校法人安達学園としての計算書類となる。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

保育科においては、教職課程の再課程認定の経過措置として、保育内容・方法に関する科目の変更、申請を行った。また、健康栄養学科においては、留学生を含めた学修レベルは多様化しており、そのような学生へのリメディアル教育の対応に対する基礎教育科目を充実させた。それに伴い、各学科において、カリキュラムに一部クォーター制の導入や、カリキュラムツリーの検討・見直しを行った。また、教員の教科担当の見直し及び教員間の連携が図れるように連携科目会議等も行なった。教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員の配置も変更を行った。

前回の認証評価を受けた後、毎年、FD研修会や積極的なSD活動、また地域研究や共同研究に関する講習会等、教員の研究活動の活性化に向けた活動を推進してきている。若手教員の育成に関しては、研究分野が近い教授、准教授と連携した指導助言体制や徐々にではあるが共同研究を進める等の育成努力を行っている。また、3年前から学内公募の地域研究費・共同研究費が開始されたことにより、この予算支援枠を利用して研究活動や研究発表を推し進めてきている。

事務職員の人材育成課題については、FD 研修会、SD 研修会の定着化を図り、学内企画提案募集、事務職員研修、OJT の推進を行ってきている。

財政基盤の課題については、収入面の安定化を図るべく、学生募集活動に組織体制の変更等、尽力してきたが、十分なる成果に結びついておらず、試行錯誤の実践を行っている。

そのような現状下において、学生確保のあり方が継続的に課題とされてきた短期大学部健康栄養学科について令和 6 年度より募集停止の経営方針が打ち出されるに至った。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

### (人的資源に対する改善計画)

支出において人件費は大きな割合を占めているため安易に増員はできない状況である。とはいえ、教育の質を担保していくためには優秀な人材の確保が必要不可欠である。

他大学の同一学部による教員構成を参考にし、令和 5 年度に発足した「財務体質改善 PJ」において中期人事計画を立案する。特に健康栄養学科は令和 5 年度の入学生を最後に募集停止が機関決定されており、教育の質を担保しつつもカリキュラム進行に応じた教員配置が必要である。また、人件費を抑制しつつ優秀な人財を確保していくためには大学教員の人事評価制度を立案していくことも必要である。ただし、人事評価制度を給与に反映させるには相応の期間が必要であると考え。法人および大学として求める教職員像を明確にし、FD 活動及び SD 活動を通して意識改革を進めていく。

事務職員においては、煩雑化する事務作業において IT 化による業務の効率化を図るとともに、専門人財の育成に努めるため事務局長裁量経費を予算計上し計画的な人財育成に充てていく。

### (物的資源に対する改善計画)

令和 5 年度中には老朽化する施設設備等の改修に関する優先順位を付し、中期財務計画の中で計画的な投資を検討する。また、什器備品類の定期点検、計画的メンテナンスを行いつつ、補助金の利用も含めた計画的な更改の検討が必要不可欠である。

### (技術的資源に対する改善計画)

令和 6 年度より短期大学部保育科におけるオンデマンド講義の開始を決定している。オンデマンド講義における質の担保は必要不可欠であり、オンデマンド講義に関するガイドラインを作成する。質の担保もさることながら著作権等の侵害を防ぐためにもコンプライアンス研修を実施する。また、教員間で情報共有を図り効果的な指導方法を模索する。

### (財的資源に対する改善計画)

財務の安定化するためには当たり前ではあるが、収入を増加させ、支出を削減させることが必要である。収入の増加に関しては、学生生徒納付金が大半を占めることから学生数の確保が必須である。学生数の確保に向けた入試改革、広報戦略の見直しを行う。また戦略的な補助金獲得を目指すことで収入の増加を狙う。一方で、支出の削減においては、予算執行制度の見直しを図ったことから抑制されてきており、今後も継続して実施する。しかしながら、支出の最大は人件費であるため、教職員の適正人員を明確にした中期人事計画を立案する。

また募集力を強化する上でも教育内容及び教育方法の見直しは避けては通ることができ

## 中京学院大学短期大学部

ない。そのためにも時代の変化に則した学習成果を再定義したうえで質保証を担保することが求められる。これらを実現すべく具体的に下記の改善を実施する。

- ・令和4年度に発足した保育科改革PJにおいて長期履修制度とオンデマンド講義を活用した新しい学びを構築し、通信制課程の高校生や学業とクラブを両立したい高校生、経済的に余裕がない高校生をターゲットとした学生募集を行う。（令和5年5月中間答申 令和5年9月最終答申）
- ・研究力を向上させ、地域における知の拠点としての意義を果たすべく地域研究を推進するとともに、科学研究費補助金等の外部資金の獲得を増加させる。
- ・昨年度末で短期大学部健康栄養学科募集停止となったことを受け、今後の5か年の中期財務計画を再構築する。（令和5年9月答申）

中京学院大学短期大学部

**【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**

**[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]**

**<根拠資料>**

- 提出資料 18. 学校法人中京学院寄附行為  
 19. 理事会議事録 過去3年間（令和2年度～令和4年度）  
 提出資料－規程集  
 備付資料 126. 理事長履歴書（令和5年5月1日現在）  
 127. 学校法人実態調査表  
 131. 学校法人中京学院中期計画

**[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

**<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>**

学校法人中京学院寄附行為に基づいて理事を選任しており、理事の互選により理事長が

選任されている。学校法人中京学院は、令和2年度より前身の学校法人安達学園から分離した法人であり、当初、前身の理事長が継続して選任されていたが、新法人設立後の令和3年4月より現理事長が選任され、本年度に至っている。現理事長は、法人本部長および大学事務局長を兼務しており、管理運営の見識を有するとともに、実務にも精通しており、法人全体の運営にリーダーシップを発揮している(提出-18)(備付-126)。

新法人の設置に向けて教育理念、ミッション、ビジョンを見直し全教職員に周知するなど、学校法人を代表して、理事会及び常任理事会等、法人の管理運営業務を総理し、本法人の運営と発展に尽力し、寄与している(提出-19)(備付-131)。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に公認会計士および監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算および事業報告書を評議員会に諮問して意見を求めている。

さらに理事長は、寄附行為に基づき学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するための理事会を年に4回(定例2回、臨時2回)開催しており、理事長が招集し、議長を務めている。また、学長をはじめとし、学内理事に任命されている役員は自己点検評価報告書作成にあたって深くかかわることで認証評価に対する認識を持ち、役割を果たしている。現在、理事のうち2名は外部理事でありステークホルダーとしての役割を果たしており、学外の様々な情勢及び情報を理事会で共有している。理事会は、設置学校の運営に関して法的責任と意義を十分に理解しており、役員は責任を持ってその運営上の任にあっている。

理事会は、寄附行為のほかに「理事会細則」、迅速に決議するための常任理事会の運営に関する「常任理事会規程」を整備し、法人運営に必要な事項を法人諸規程集として定めている(提出資料-規定集)。大学および短期大学部運営にあたって必要な事項は規程化している。

各理事は、内部理事は勿論のこと、外部理事においても建学の精神を理解し、様々な分野における学識および見識を有しており、私立学校法の役員を選任規定に基づき選任されている。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

大学を取り巻く環境は、少子高齢化による18歳人口の急激かつ継続的な減少や、地方若年層の都市部流出、新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受けた経済活動の低迷など、各種の複合的な要因が重なり、変化のスピードが増してきている。これらを反映して今後の学生確保が大きな課題となっている。このような状況下において、経営改善計画ならびに実現可能な中期財務計画の策定と実行をするとともに、臨機応変かつ迅速に変化に対応していくことが求められる。不断の改革を推し進めるため、理事会及び常任理事会をはじめとする経営力の向上、すなわち、事業推進力、人材育成および確保、先見性と適応力、的確な意思決定力等の強化にむけた、理事長を中心としたさらなるサポート体制の充実が必要である。

現在、理事長は理事会ならびに常任理事会議長の他、法人本部の本部長、大学事務局長を兼任し、本学の改革に傾注している状況である。理事長のリーダーシップによる運営をより強化させるためにも、理事長支援体制を強化させる必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

令和2年に学校法人安達学園から法人分離したことを契機に、迅速かつタイムリーに意思決定をすべく理事会からその下部組織である常任理事会への委任事項を明確に定めた。

理事長は毎月開催される常任理事会を運営するとともに、学長を議長とする大学執行部会にも事務局長の立場として参画しており、それら会議の円滑かつ迅速な運営を図るために、管理運営の側面からだけでなく、教学運営に関しても大学教員を歴任した見識により、大きく寄与している。また、学内のSD研修会、各学部教授会、事務職員会議等の各種会議に精力的に出席し、学長とともに大学および短期大学部の各種運営に関与してリーダーシップを発揮しており、法人運営に至っては、設置幼稚園の幼保連携認定こども園化移行と運営、小規模保育園新設に向けて大いに先導役としてマネジメント力を発揮している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料 20. 教授会議事録 過去3年間（令和2年度～令和4年度）

提出資料－規程集 38. 執行部会規則

39. 学長選考規程

40. 短期大学部規則

備付資料 128. 教員個人調書(学長)[様式21](令和5年5月1日現在)

129. 教育研究業績書(学長)過去5年間（平成30年度～令和4年度）[様式22]

130. 委員会等の議事録（令和4年度）

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は教学運営の最高責任者として、大学執行部会をはじめ、短期大学部および大学各学部の教授会について、年間を通して会議に出席している。

大学執行部会は、大学各学部長、短期大学部各学科長、各センター長、事務局長で構成しており、大学の方向性を明確に示すとともに、全学的視点と立場から教学運営について大局的にマネジメントを行っている(提出-規程集-38)。

学長の諮問機関である教授会においては、学長が出席のもとに各学部長が議長となり、各月定例的に実施している。学長は、大学の方向性を明確に示すとともに、各学部・学科において全学的な視点と立場から、都度教員の意見等を参酌し最終的な判断を行うなど強力なリーダーシップを発揮している(提出-20)。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、大学運営に関して全教職員との信頼関係の重視に努め、その方針と取り組みについて中期教学計画をもとに教学組織を牽引している(備付-128, 129)。

本学の建学の精神に基づいた教育を具現化すべく、その質保証に向けて、リフォーム・エデュケーションセンター長、IR室長を兼務し、配下の教育の質保証推進部、高大接続推進部、域学連携推進部を統括しながら、教学運営の責務を遂行している。

学長は、学長選考規程に基づき理事会において学長候補者選考委員会を設け、最終的には理事会で承認のうえ任命されている(提出-規程集-39)。

教授会は「中京学院大学短期大学部学則」第4章の規定のもとに設置され、「短期大学部規則」第1節教授会、の規定に基づき、学長の委任を受けた学部長・学科長(短期大学部においては学科長)が議長となり、学部の教育活動について重要な事項を審議し意見を述べている(提出-規程集-40)。開催は全学部ともに月1回を原則とし、必要に応じ適宜開催している。議事録は事務局総務部が担当作成し保管している。教授会では、3つの方針に加え、アセスメント・ポリシーを念頭に置いて議論されている。委員会に関しては、大学を含めて全学的に検討すべき事項はセンターの下に全学委員会を設置し、さらに全体方針に基づき各学部としての方針を定めるべき部会を設置している。各学部には教授会の下に、教務委員会、実習委員会、FD・評価委員会、国家試験対策委員会等を設置し、それぞれの部会や委員会で審議された内容を教授会において報告し、教授会での意見を参考に学

長が決定している(備付-130)。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は大学執行部会議長の他、リフォーム・エデュケーションセンター長、IR室長を兼任し、大学および短期大学部の各種運営に傾注している状況である。学長が繁忙な状況の中で、大学の将来構想や運営方針を実行レベルに落とし込んでいくためにも、各学部長・学科をはじめ、執行部および各部門管理職が中心となり、学長をサポートし、着実に改革を実行していくための細部にわたる組織運営と教職員の意識変革の定着が課題である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は大学執行部会の運営を務める他、リフォーム・エデュケーションセンター長、IR室長を兼任し、その他、教育改革委員会、教養ゼミ内容検討会議等を開催推進し、その他プロジェクトのリーダーの役も幅広く果たしている。

また、年間を通してIR室レポートを作成しており、学内ネットワークを利用し、全教員および全事務職員に課題を共有している。さらに、ホームページ「ようこそ学長室」と題したトピックスを内外に向けて随時発信する等、これらの学長主導の活動は、本学における建学の精神および理念の理解浸透と教育活動推進を図るための意味ある基盤となっている。

さらに教学中期計画に基づき、共通教育基盤の整備確立に向け、学部、学科の課題や改善にむけた各種活動に参画し、精力的にリーダーシップを発揮している。

教学中期計画概要

建学の精神	学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ					
ミッション	生涯にわたり主体性を持ち、地域社会に貢献できる人財の育成					
ビジョン	地域における「知」の拠点の実現(「東雲まるごとキャンパス」の実現) ～地域にとって必要不可欠な存在感を持ち、共に発展する大学～					
コンセプト	いつも学生と共に ～Here is second home for you～					
基本的教授姿勢	・可能性を信じ一人の人間として尊重する ・信頼関係を築き、意欲を引き出す ・セルフモチベーションを生む学び					
6年後の目標	建学の精神を具現化する教育で選ばれる大学					
年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
教学目標	全学教学マネジメントサイクル整備			全学教学マネジメントサイクル確立		
年次目標	共通教育導入 評価指標導入 EM/教学IR整備	共通教育導入 評価指標導入 EM/教学IR整備 認証評価前年	評価指標導入 EM/教学IR整備 認証評価受審	共通科目導入 EM/教学IR確立	共通科目導入 EM/教学IR確立	共通科目確立 EM/教学IR確立
区分	計画1期(導入期)			計画2期(定着期)		



[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 21. 評議員会議事録 過去3年間（令和2年度～令和4年度）

提出資料－規程集 41. 監査規程 42. 情報公開に関する規程

43. 財務情報閲覧実施細則

備付資料 132. 監事の監査報告書 過去3年間（令和2年度～令和4年度）

**[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

**<区分 基準IV-C-1の現状>**

監事は「学校法人中京学院寄附行為」第17条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施しており、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について、適宜意見を述べている。

決算時の監査については、学校法人の業務、大学および短期大学部の教育活動、財産の各情况及び収入源である学生募集活動の結果について、学長及び事務局長から詳細な説明を受け、立ち会っている会計監査人からの報告も受けている。監事は適宜質疑を行うなど、適切に監査を実施している。

監事は毎会計年度、監査結果について監査報告書を作成、署名捺印し、当該会計年度終了後2カ月以内に開催される理事会及び評議員会に提出し報告しており、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている（備付-128）（提出-21）。

また業務監査実施のために、法人組織内に内部監査室を設置し、監事を支援する体制は整えており、令和3年度、令和4年度は、夏季に内部監査室と監事の合同監査として、科学研究費助成事業に関する本学実地監査を実施してきている（提出-規程集-41）。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

**<区分 基準IV-C-2の現状>**

評議員会は、学校法人中京学院寄附行為第20条の規定に基づき定数を定め、同第22条

の選任条項に基づき選任しており、理事 5 名に対して 2 倍を超える評議員 13 名で構成されている。

私立学校法第 42 条に規定される通り、理事会の諮問機関として寄附行為 21 条に規定された諮問内容に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営しており、決算および事業報告については理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、理事会と評議員会は情報共有を図っている。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、教育情報等の公開は本学ホームページのトップ画面のフッターに「情報公開」のテキストリンクを設け、「大学案内」ページのメインコンテンツの 1 つとしてテキストリンクを設ける等、第三者が閲覧可能となるように掲載している。

私立学校法第 47 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告を作成し、監査報告書とともに法人本部及び大学事務局に常備しておき、ステークホルダーから閲覧請求があった場合には、これを閲覧に供することができるよう整えている。

また、教育情報等の公開と同様に、本学のホームページ「情報公開」のテキストリンクを設けることにより、財務情報も閲覧可能としている。ただし、令和 2 年度に法人分離をしたため、過去の財務情報は前身の学校法人安達学園としての財務情報である。

これらの情報公開については学校法人中京学院規程として「情報公開に関する規程」を定め、準拠して対応している(提出-規程集-42, 43)。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

法人分離に際して文部科学省より「三様監査の強化に努めること」と指摘がなされた。前提として、実際には理事会および評議員会における出席率の低い監事が在任していることは、課題となっている。

同時に組織内に内部監査室を設置し、監事の業務監査に向けた環境を整えているが、監事による業務監査が必要十分とはいえないことも課題であり、教学および学生募集などの業務監査を拡充していく必要性を認識している。

今後は、年間の監査計画を立案し、監事の業務監査体制の構築を図っていく。

評議員会においても、一度も出席できていない評議員が在任することから履行状況報告書に対する意見として是正が求められている。代議士としての多忙さと東京に在住することが要因ではあるが今後の改善が求められる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和2年度に策定された「中期計画2020」に取り組み始めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を多大に受けたことから中期計画における令和2年度事業において遂行できなかった内容も含まれており、これらの計画をローリングさせながらブラッシュアップさせていく必要がある。一方で、中期計画を遂行する上での下支えとなる「中期財務計画」の実現可能性の高い素案策定のため、令和3年度に経営改善タスクフォースを立ち上げ、その下に教学改革PJ、学生支援改革PJ、学生募集改革PJ、人財施策改革PJを構成し、中期財務計画の策定に向けて検討を行ってきた。

## 大学方針

- ・ 学生の成長実感
  - － 教育で選ばれる学校づくり（質向上施策）
  - － 投資対成長アウトカムの最大化
  - － 教育課程
  - － 学修成果の保証・可視化
  - － 教職協働
- ・ 東濃まるごとキャンパスの実現
  - － 域学連携強化
  - － 高大接続強化
- ・ 経営の安定稼働
  - － 収入力向上（学生募集力・戦略的補助金・退学率抑制）
  - － 支出抑制（予算管理体制強化・人件費の適正化）

## 経営の安定稼働

### 【収入】

- ・ **入学定員の確保**
  - 魅力ある教育の中身（経営学部改革PJ・保育科改革PJ）
  - Z世代へのプロモーション変革（学生募集チームの発足）
  - KPI KGI による数値管理の徹底
- ・ **競争的補助金の獲得**
  - 改革総合支援事業 教育の質の客観的指標
- ・ **退学者の減少**
  - 段階的指導（看護学部進級制度の改革に伴う指導体制の強化）
- ・ **学納金の見直し**

2023/1/30



## 経営の安定稼働

### 【支出】

- ・ **奨学費の抑制**
  - 独自の経済的支援奨学費を辞め、奨学支援金制度へ完全移行
- ・ **人件費の抑制**
  - 賞与制度の見直し（R5予定）
  - 適正人員化の徹底
- ・ **組織体制の見直し**
  - 効率的かつ実質的な事務組織体制の再構築（組織改革PJ）

2023/1/30



これらの4つのPJで検討された内容をもとに「中期財務計画」の策定に向けて協議を行い、計画の課題と解決方針を整理し、引き続き、令和4年度において、短期大学部健康栄養学科の存続、経営学部の改革、短期大学部保育科の改革等に向けて、プロジェクトを発足し、中期財務計画策定の核となる具体的改革案の検討を実施してきた。そのうちの一案であった短期大学部健康栄養学科の存続については、令和6年度より募集停止とする最終結論に至った。また、その他プロジェクトの進捗において、時間を要しており、令和4年度内から令和5年度を跨ぎ継続し、現実的な答申を得る計画である。これらにより、「中期財務計画」は現実性の高いものとして策定が完了する見込みである。

経営と教学は車の両輪であり、経営の安定化に向けた数字のみを偏向して追うものでは

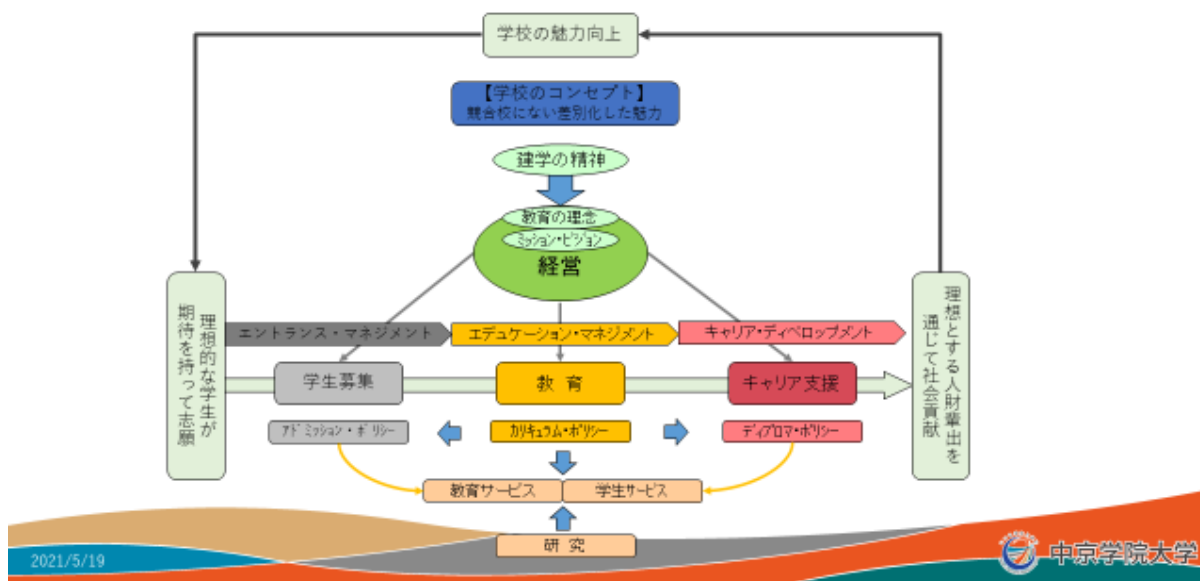
なく、教育の質を担保することが重要である。令和2年度より、新たな全学組織として「リフォーム・エデュケーションセンター」を立ち上げ、その傘下に「教育質保証推進部」を配置した。これまで短期大学部を含めた3学部の教育体制には方向性に統一性が見られなかったが、質保証の観点から統一性を持たせるべき内容の精査を行い、全学的なFD活動等を通して統一性が図られるようになってきた。

さらに組織的な連携協働体制を図るべく、令和5年度から、現行のアドミッションセンターと学生支援センターの教務関係部門除いた、学生生活支援業務およびキャリア支援業務を統合し、「エンロール・マネジメントセンター」を新設する。

また、現行の学生支援センターの機能の一部であった教務関係業務については「リフォーム・エデュケーションセンター」の教育質保証推進部の機能として整備することとした。法人内に戦略企画本部を新設し、改革に向けた全学的推進体制を図る計画である。

本学のコンセプトコピーを「いつも学生と共に」と定め、これを実現するために学長が先頭に立って本学の教授姿勢を見直してきた。今後は、学長のリーダーシップのもとに、ミッション・ビジョン型のエンロール・マネジメントを強化していく。

## ミッション・ビジョン型エンロール・マネジメント



こうした活動を行っていく上では、ガバナンスをさらに強化していくことも重要である。法人で行われている事業や大学および短期大学部で行われている教育研究活動に関する情報をタイムリーに理事、監事、評議員に提供していくことが求められる。これまで、紙媒体で理事会、評議員会の2週間前に資料提供していたが、令和2年度以降は外部のストーリーッジに資料提供することでオンタイムに資料の閲覧が可能とし、現在定着化している。また、常任理事で構成される常任理事会の資料および議事を共有することで日常的な情報提供が可能となった。今後は内部監査室による内部監査情報を共有することで外部理事、監事、評議員への情報提供に努めるものとする。また理事会、評議員会への出席状況を鑑みて役員等の改選を検討実施する。